

議案第 10 号

秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程（案）について

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 10 日

秦荘町・愛知川町合併研究会会長 平 元 真

秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町愛知川町合併研究会規約第8条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議または調整を行うものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 専門部会にそれぞれ次の役員を置く。

（1） 部会長 1名

（2） 副部会長 1名

2 役員は、秦荘町・愛知川町合併研究会会長および副会長が協議して定める。

（役員の職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、部会長が招集するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（分科会）

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

（報告）

第8条 部会長は、専門部会の協議経過および結果について、随時幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 専門部会の会議の庶務は、秦荘町・愛知川町合併研究会事務局が行う。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会の名称および委員

部会名	秦荘町		愛知川町	
企画総務部会	議会事務局長		議会事務局長	
	地域振興課長		政策調整課長	
	総務課長		総務課長	
	税務課長		税務課長	
住民福祉部会	住民課長		住民課長	
	住民課課長補佐 （福祉担当）		保健福祉課長	
	同和対策課長		同和対策課長	
	総合センター所長		川久保保愛館長	
			山川原会館長	
産業建設部会	産業耕地課長		産業振興課長	
	建設課長兼下水道課長		環境整備課長	
教 育 部 会	教育次長兼総務課長		教育次長	
	社会教育課長		学校教育課長	
	図書館長		生涯学習課長兼中央公民館長	
			図書館長兼町史編さん室長	